

八街市告示第142号

地方自治法第243条の2第2項の規定により、八街市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例に定める使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和8年4月24日

八街市長 北村新司

受託者の住所及び名称	千葉県八街市八街ほ560番地5 公益財団法人八街市シルバー人材センター
委託期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで